

教育目標

自ら考え主体的に学ぶ生徒
明るく思いやりのある生徒
健康でよく働く生徒

学校だより「岩瀬ヶ丘」



第26号

平成29年12月11日発行
須賀川市立第二中学校
☎75-2910
発行責任者：校長 高崎則行

「いじめなんて、くだらないよね」そう言い切れる人に 保護者の皆さんと共有したい「いじめ対応姿勢5か条」

2年前の平成27年12月4日（金）、当時須賀川三中校長だった私は、仙台市で開催された「いじめ防止研修会」（宮城教育大学主催）に希望して参加してきました。その研修会の中から「ネットいじめや『ケータイ（スマホ）問題』に関する教師の知識の現状把握」という講演で学んだ内容について、保護者の皆さんと共有したい部分に絞り、私なりの解釈を加えて述べたいと思います。

1 予防策は、積極的な教育

人間は、他人を辱めたりおとしめたりして喜ぶ性質を本来の性質として持っています。これを「加害の幸福」と呼ぶそうです。遊興心に駆られて面白がっていじめたり、優越感を得るためにいじめたりすることもあるでしょうし、ストレスを抱えているときに憂さ晴らしにいじめたり、執拗に相手を攻撃してしまうこともあります。そして、周りが見て見ないふりをしたり、喜んであおったりすることが、いじめ解消の大きな障害になるのです。これらは、「加害の幸福」という心の動きをコントロールできないからだと私は理解しています。生まれながらに持っている、この性質をコントロールできずにいじめを行ってしまうのは卑怯であり、残忍であると考えて制御できるように育てることがまず大切なのだらうと思います。

それには、周囲の大人、すなわち家庭や地域、学校等が、子どもを幼少期から注意深く見守り、人としての生き方・在り方を繰り返し教え、考えさせていくことです。そのような積極的な教育によって「いじめなんて、くだらないよね。」と言えるように育てていかなければならないと講師の阪本健二先生（鳴門教育大学）はおっしゃっていました。

また、ストレスの発露としていじめをしてしまう場合は、いじている側もある意味では被害者です。自分の中に起きている心の動きを自覚させながら悔い改めさせると同時に、ストレスの解消を援助することも必要になるでしょう。

右に、阪本先生が提案した「大人のいじめ対応姿勢5か条」が紹介します。いじめ対応の骨子として、是非、保護者の皆さんと共有したいと願っています。

大人のいじめ対応姿勢5か条

- 1 いじめられっ子に非なし
(どんな場合でもいじめられっ子に寄り添う)
- 2 周辺こそがいじめの元凶
(いじめる子よりも周りの子への働きかけが大切)
- 3 昨日と違うちょっとした様子こそ発見の決め手
(深刻な時ほど子どもは訴えないので、それに気づく感受性が大事)
- 4 いじめの輪から新たな輪へ
(既存の集団と異なる新しい集団や世界を提供する)
- 5 いじめっ子だって泣いている
(いじめっ子の抱えているストレスにも目を向けて)

2 加害行為に対する社会的非難や社会的制裁の大きさをしっかりわからせる

いじめの加害行為に対する責任の重大性は、実生活であれ、ネット上であれ、変わりはありません。しかし、ネット上のいじめは、なりすましなど匿名性が高いこともあって、陰湿化・長期化・拡大化しやすいという特徴があります。しかも、一度削除したとしても、受信者が記録していた場合は、再度アップすればいつ復活するかわかりません。つまりは、いつまで、どこまで広がるかわからないのです。しかし、インターネットは完全な匿名ではありません。今や発信者は特定できるようになったそうです。福島県警のサイバー犯罪対策室でも「事件性があれば特定することもある」と書き込みに十分な注意を促しています。

また、阪本先生は「たいていの場合、関係者は穏便に済ませたいと考えます。しかし、大事（おおごと）にしないで解決できる問題ではない。」と警鐘を鳴らしています。加害者は特定され、穏便に済ませられはしないということ、大きな責めを負うことを徹底して理解させるのが原則になります。

このような理解に立ち、毅然とした対応でいじめの根絶を図り、子どもの社会性を育てていくためには、例えば我が子がいじめる側の子であっても、いじめられる側であっても、あるいは傍観者や観客であったとしても、それぞれの保護者のご理解とご協力が不可欠であると考えています。

お断りとお願い

前ページの内容は、鳴門教育大学 阪本健二先生の講演内容を参考にしておりますが、内容に関しての一切の責任は私（高崎）にあることをお断り申し上げます。

また、いじめ問題にしっかり向き合うためには、事例や識者に学び、自分の中で解釈しなければなりません。私の考え違いや見識不足につきましても、忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。

防犯カメラで 校内セキュリティを強化



2階の職員室内のモニターです。防犯カメラを設置し、休日や長期休業中など職員が手薄な日の校舎内で活動している生徒の安全対策を強化しました。

授業参観、学年懇談会 参加ありがとうございます



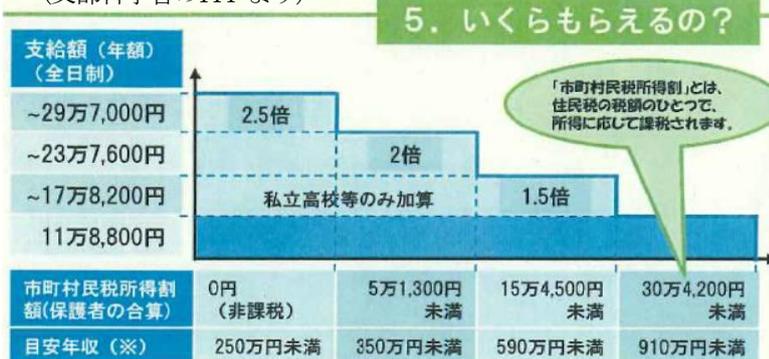
12月6日（水）の授業参観、学年懇談会に多数のご参加をいただきありがとうございました。上の写真のようにグループ活動を取り入れ、生徒自身が考えたり、判断したりしたことを友だちと伝え合い、学んだことを発表する授業が増えました。「アクティブ・ラーニング」を追求している取り組みの一端です。

また、私は「社会に開かれた特別支援教育」を推進したいという思いから、特別支援学級の懇談会に出席しました。各学年の懇談会でご挨拶できなかったことをお詫びいたします。

公立でも私立でも利用できる「高等学校等就学支援制度」

3年生には文部科学省のリーフレットを配布しました。平成26年度から公立・私立を問わず、高校等の授業料負担を支援する上記制度が行われています。

（文部科学省のHPより）



※支給資格の確認は、年収ではなく、市町村民税所得割額で行います。
この額が**30万4200円以上**の場合、授業料の全額を負担していただけます。
また、授業料と就学支援金の差額は負担していただけます。
※上記年収はサラリーマン世帯の目安です
（両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合）。
年収目安は家庭の状況（家族構成、サラリーマンか自営業か等）で大きく異なる場合があります。**必ず市町村民税所得割額を確認ください。**
※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

- ◇対象は、月の初めに高校や専修学校高等課程に在籍する者
- ◇市町村民税所得割額が保護者合算で30万4200円以上の方には支給されません。
- ◇申請しなければ受けられません。入学時に進学先の高校等から申請書が配布されます。
- ◇就学支援金は、学校（の設置者）が受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取ることはありません。
- ◇授業料と就学支援金の差額は、県立高校の場合は県、私立の場合はご家庭の負担となります。

このような社会全体の負担（支援）により高校等で学べることをよく理解し、学校生活を有意義に送り、将来職業人として社会に貢献する考えを持てるよう働きかけることが大切だと考えます。

この学校だよりは、本校HPからもご覧いただけます。